

参考

栃木県市町村意見概要

【意見の概要】

1. 基本的事項

- 指定廃棄物の処理についても、一般廃棄物と同様に、原因者責任の原則において処理すべきであり、国において改めて指定廃棄物の処理について再検討をし、全国で1カ所に集約すべき。
- 環境中に放出された放射性物質は、福島第一原発事故によってもたらされたものであり、元の所有者の東京電力に帰属するものと考えられる。
- 放射能に高濃度汚染された廃棄物の安全な処理方法が確立されていない現在、埋立てによる最終処分でなく、安全性に責任を持った、地上における暫定保管を考えるべきでないか。
- 市町村長会議で共通理解を得ることであれば、まず、県外に建設することを検討すべきであると考えます。

2. 施設の構造・安全性等について

- 指定廃棄物を減容する技術開発を行い、国のガイドラインとして提示してもらいたい。また、負担の分散として、これらの減容施設を県内各市町に設置することも検討すべき。
- 遮蔽シートは万全か。
- 万が一時の危機管理についてはどのように考えているかを、住民に説明できないと説得は難しい。健康被害への懸念の部分で考えるならば、しばらくの間現地に医療チームを置くなど、各省が横断的に取り組むべき。
- 候補地の安全性については、地球温暖化等による地球環境の急激な変化にも対応できるよう想定外のリスクも十分に検討すること。

3. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 選定過程における透明性や公平性を確保し、段階的に進めるべき。
- 国有地にとらわれず、県有地なども含めて選定いただきたい。
- 「地域の実情を考慮し」の「実情」と「考慮」とは、具体的に何か。
- 選定する場合の除外すべき地域として、水源地や活断層、火山地帯などの除外はもとより、異常気象等に伴う災害による影響など、想定外の様々なリスクも十分考慮し、慎重に対応してもらいたい。
- 新たな候補地の選定に当たっては、施設の安全性等に関する国の説明体制及び県、市町との協力体制を確立し、何よりも施設の安全性等に関する国

民全体の十分な理解を得ながら、透明性のある選定作業を進め、指定廃棄物の一刻も早い処分を進めるべき。

- 候補地については、国の責任において地元の合意を得ること。合意にあたっては十分に説明責任を果たし、性急な対応はしないこと。
- 指定廃棄物最終処分場の場所の選定条件、選定理由及び選定経緯をその都度、公開願いたい。

4. 地域振興策、風評被害対策等

- 地域住民から理解が得られる場合においても、具体的な地域振興施策及び財政優遇措置についても、併せて提示すべき。
- 風評被害に対する、国の補償制度を示すべき。
- 指定廃棄物最終処分場が設置された市町への地域活性化対策の支援をお願いしたい。
- 想定される風評被害に対する具体的な対応策をお示し願いたい。（3市町村）
- 風評等により候補地が差別を受け、特に経済的な被害を受けることがないように、該当県のみならず国民全体のコンセンサスを図っていくことも重要と考える。
- 風評被害はあるものとして、それに対してのケアを明確にする必要がある。例えば、農作物に被害が出た場合は全額国が補償するなど、経済面での支援に万全を期してほしい。
- 風評被害を防ぐ具体的な対策を実施するとともに、補償の算定方針を明示すること。尚、風評被害が発生した場合は、国が責任を持って国民に説明をし、鎮静化を図るとともに拡大を防ぐこと。

5. その他の意見

- 各市町では、現在、何に苦慮し、何を必要としているか課題を集約してもらいたい。
- 放射性物質の種類については、セシウム以外に想定しているのか？
- 幼稚園や保育園における放射線対策について保護者や関係者が共通認識を持てるようなリーフレット作成及び全施設への周知徹底が必要。
- 施設の安全性、分散保管されている指定廃棄物の現状やリスク等について十分な説明が必要。（2市町村）
- 指定廃棄物の最終処分場の「安全対策は万全か、候補地に選ばれた地域の風評被害の払拭や振興対策への責任を国がいかに果たすか」を市町長に提示し、その案を、次回の市町長会議の前段階として、副市町長による事務

レベルでの意見をとりまとめる必要がある。

- 県内の各自治体より多数の要望等があると思われるが、市町単位の説明会を開催願いたい。
- ある程度の段階で、各市町単位での説明会をするべき。場所を決定する前の段階で、「こういう理由で必要なのだ」という総論だけでも説明して理解を得るべき。
- 候補地の選定にあたっては、誰もが参加できる議論の場を設けること。
- 施設設置後は、周辺住民を含めた地元住民の健康への不安を解消するため、定期的健康診断はもとより、生活全般での相談窓口を常時設置すること。
- 国は、原発事故以前の通常時の処理基準である 100Bq/kg を、なぜ特措法により処理基準を $8,000\text{Bq/kg}$ の基準値としたのか明確な説明が必要。
- $8,000\text{Bq/kg}$ 以上の放射性物質を含んだ廃棄物を、焼却処理している諸外国が存在するのか伺いたい。
- 減容化を進めることも必要である。
- 国は、国民に施設の安全性をあらゆる機会を通して解り易く説明するとともに、情報開示を率先して行うこと。
- 速やかに候補地を決定するためには、候補地選定手順等とあわせて、いわゆる風評被害が発生した場合の国の考え方を早期に取りまとめて提案し、市町村長会議の議論を前進させる必要がある。
- 第1回市町村長会議での各首長からの質問、意見に対して、今後、各省庁と対応策をまとめた上、出席者全員に賛同が得られるような説明をお願いしたい。